

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）賦課処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成 28 年 6 月 1 日付けで行った別紙 1 物件目録 1 記載の土地（以下「本件私道」という。）のうち請求人と請求外〇〇〇〇の持分部分（以下併せて「本件私道持分部分」という。）、別紙 1 物件目録 2 記載の土地（以下「本件土地 1」という。）及び別紙 1 物件目録 3 記載の土地（以下「本件土地 2」といい、本件土地 1 と併せて「本件各土地」という。）に係る固定資産税等賦課処分（内容は別紙 2 処分目録記載のとおり。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるといものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、おおむね、次のとおりであり、本件私道側拡幅部分を非課税としなかった点において、本件処分は違法又は不当である旨を主張している。

本件私道側拡幅部分について、植栽があり公共の往来の通路と

して不適であることを理由に道路非課税認定されなかった。しかし、本件私道側拡張部分自体に植栽はなく、審査に混同・誤認が見られる。当該道路部分は、区の指導に従って整備され、公共の交通に支障なく、〇〇区の認定済みである。現状もマンション住民等の生活道路として往来が頻繁にされ公共道路として機能していることから、誤認を訂正すべきである。

また本件私道には、請求人が家屋住宅用地取得以前より、植栽がなされているが、本件私道は集合住宅住民の生活道路として頻繁に往来があり、公共の道路として機能し、現状を鑑みて処分庁担当者がいうような大部分に植栽された通行のできない状況では決してなく、今回課税対象となった本件私道側拡張部分には植栽は一切なく不特定多数集合住宅住民の往来が行われており現状道路として使用されている。また、本件私道の植栽は請求人の所有物でもなければ、管理下にもない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年12月14日	諮問
平成29年1月24日	審議（第5回第4部会）
平成29年2月21日	審議（第6回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法348条2項5号は、公共の用に供する道路、運河用地及び水道用地については、固定資産税を課することができない旨規定している（法702条の2第2項の規定により、都市計画税についても同様である。）。
- (2) 東京都においては、「固定資産税及び都市計画税の課税事務の取扱いについて（通達）」（平成28年1月29日付27主資固第243号主税局長通達）により、固定資産税等の課税事務の取扱いについては、「固定資産税及び都市計画税課税事務提要」（以下「事務提要」という。）によるものとされているところ、事務提要によると「公共の用に供する道路」とは、「原則として道路法にいう道路（高速自動車国道、一般国道、都道、区道）をいうが、その他のものであっても、何等制約を設けず不特定多数人の利用に供されているもので、（略）条件に全て該当するものについては、道路法にいう道路に準ずるものとして、これに含める」とされている（事務提要第2章第4節第2・12・(1)）。
- (3) また、事務提要において、「公共の用に供する道路」として、法348条2項5号の非課税の要件（以下「道路非課税要件」という。）を定める部分は、別紙3のとおりである。
- (4) 上記事務提要は、東京都における固定資産税等の課税事務運営に当たり、税法を正しく適用するために解釈の統一を図り、能率的にして統制ある事務処理を期するため、処理要領を示したもの（第1章第1節1）であって、別紙3に記載した事務提要における道路非課税の適用要件に係る規定は、法348条2

項 5 号及び 7 0 2 条の 2 第 2 項の解釈運用指針として、合理性を認めることができるものである。

- (5) 法 3 5 9 条は、固定資産税について、当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日を賦課期日（固定資産税等に関する課税客体、納税義務者、非課税の範囲、課税標準等の課税要件を確定される基準となる日）とする旨規定する（法 7 0 2 条の 6 の規定により、都市計画税についても同様である。）。

2 以下、これを本件についてみていく。

- (1) 本件私道側拡張部分自体について、別紙 3 の道路非課税要件に該当するか検討する。

平成 2 8 年 1 月 1 日（以下「本件賦課期日」という。）現在、本件私道側拡張部分自体が、道路法における道路（高速自動車国道、一般国道、都道、区道）に該当しないこと及び本件私道側拡張部分の南東側起終点が、公道に接していないことは、請求人も争っておらず、本件私道側拡張部分は、道路法の道路及び当該道路に準ずるものには該当しない（事務提要第 2 章第 4 節第 2・12・(1)柱書及びア）。

次に、事務提要第 2 章第 4 節第 2・12・(2)・アの該当性を検討すると、本件私道側拡張部分の道路幅員は、請求人が審査請求書とともに審査庁に提出した測量図面によれば、最も幅のある部分においても、0.645 m であると推測され、当該道路幅員が 4 m 未満であるため、「道路幅員が 4 m 以上あるもの」という要件を満たさず、「公共の用に供する道路」に該当しない（事務提要第 2 章第 4 節第 2・12・(2)・ア・(ア)）。

したがって、本件私道側拡張部分自体について、道路非課税要件を満たさないものといえる。

- (2) また、本件賦課期日現在、本件私道側拡張部分は、建築基準法 4 2 条 2 項の規定により設けられた拡張部分であると考えら

れる。そこで、事務提要第2章第4節第2・12・(2)・イに照らし、本件私道側拡張部分が本件私道と「一体となって道路の効用を果たしている」か検討する。

審理員の調査によれば、本件賦課期日現在、関係各証拠からして、本件私道の一部には、植栽が存在するため、本件私道には、「通行以外の用に供されている部分」があると認められる。したがって、事務提要第2章第4節第2・12・(2)・ア柱書の「専ら通行のために使用されている土地」に該当せず、本件私道は、「公共の用に供する道路」に該当しない。

そうすると、そもそも、本件私道が事務提要に定める「公共の用に供する道路」に該当しないのであるから、本件私道側拡張部分について、事務提要第2章第4節第2・12・(1)又は(2)・アに該当する「公共の用に供する道路」と「一体となって道路の効用を果たしているもの」とはいえない（事務提要第2章第4節第2・12・(2)・イ）。

以上からすれば、本件私道側拡張部分に道路非課税を適用せずに固定資産税等を賦課した本件処分は、法令の規定及びその解釈に従い適正になされたものであり、何ら違法又は不当な点は存在しない。

3 (1) 請求人は、「本件私道側拡張部分自体に植栽はなく、審査に混同・誤認が見られる。当該道路部分は、区の指導に従って整備され、公共の交通に支障なく、〇〇区の認定済みである。現状もマンション住民等の生活道路として往来が頻繁にされ公共道路として機能していることから、誤認を訂正すべきである。」と主張する。

しかし、仮に請求人の主張するとおり、本件私道側拡張部分自体に植栽がなく、マンション住民等の往来に頻繁に利用され、客観的に道路の形態を有しているとしても、本件私道側拡張部

分自体では、そもそも道路非課税要件として必要な4 m以上の幅員（事務提要第2章第4節第2・12・(2)・ア・(ア)）が認められないことから、道路非課税要件を満たさないことは、上記2(1)で説明したとおりである。

- (2) また、請求人は、「本件私道には、請求人が家屋住宅用地取得以前より、植栽がなされているが、私道部分は集合住宅住民の生活道路として頻繁に往来があり、公共の道路として機能し、現状を鑑みて処分庁担当職員がいうような大部分に植栽された通行のできない状況では決してなく、今回課税対象となった本件私道側拡幅部分には植栽は一切なく不特定多数集合住宅住民の往来が行われており現状道路として使用されている。また、本件私道の植栽は請求人の所有物でもなければ、管理下にもない。」と主張する。

しかし、植栽があることによって、「通行以外の用に供されている部分」があるため、「専ら通行のために使用されている土地」と言えず、本件私道について道路非課税要件を満たさないため、「公共の用に供する道路」には該当せず、本件私道側拡幅部分が本件私道と「一体となって道路の効用を果たしているもの」とは言えないことは、上記2(2)で説明したとおりである。

また、本件私道の植栽に関しては、植栽があることによって、「通行以外の用に利用されている部分」があるために道路非課税要件における「専ら通行のために使用されている土地」に該当しないのであって、請求人の主張する当該植栽が請求人の所有物又は管理下にあるかどうかということは、本件私道側拡幅部分について道路非課税要件の該当性を検討する上で、関係がないと言わざるを得ない。

したがって、請求人の上記主張を本件処分の取消理由として採

用することはできない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のおおりに、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のおおりに判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙1 (略)

別紙2 (略)

別紙3 (略)